

**計画相談支援の加算について
(計画相談支援マニュアル別冊)**

**令和7年1月
大分市障害者自立支援協議会
相談支援部会**

計画相談支援の加算について（一覧）

令和6年4月1日時点

加算名		単位	計画月	モ二月	加算のみ	併給不可	注意点
特別地域加算（指定地域在住の場合）		+15%	○	○	×		
利用者負担上限額管理加算		150/回・1回/月	○	○	○		
初回加算 ※1		300/月	○	×	×		前6月間に居宅介護連携加算算定の場合は不可。新規の計画作成で、契約から案交付までに4月以上→4月目～6月目までの3月分重ねて算定可（月2回以上の訪問面接が必要）※前6月で障害福祉サービスを利用している場合は算定不可
主任相談支援専門員配置加算	I	300/月	○	○	×		
	II	100/月	○	○	×		
入院時情報連携加算	I ※2	300/月	○	○	○		医療機関に出向いて職員と面談し情報提供した場合
	II ※3	150/月	○	○	○		I 以外の方法の場合。計画の活用等
退院・退所加算（当該施設職員と面談し情報収集、調整） ※4		300/回・3回/月まで	○	×	×	※1	初回加算優先
居宅介護支援事業所等連携加算 （介護保険又は雇用先、 就業・生活支援センターとの連携）	情報提供	150/月・1回/月	○	○	○	※1※2 ※3※4	情報提供はこの目的のために作成した文書が必要
	訪問	300/月・1回/月	×	×	○	※1	月2回以上の訪問、面接。
	会議参加	300/月・1回/月	×	×	○	※1	関係機関開催会議への出席。
医療・保育・教育機関等連携加算 （病院、企業、学校等との連携）	面談・計	200/月	○	×	×	※1※4	退院又は退所する施設の職員のみからの情報提供では算定不可
	面談・モニ ※5	300/月	×	○	×		
	通院同行	300/回・3回/月まで	○	○	×		同一の病院等については1月に1回を限度とする。
	情報提供（病院等）	150/回・1回/月	○	○	×		同病院で通院同行した場合は算定不可
	情報提供（それ以外）	150/回・1回/月	○	○	×		
集中支援加算	訪問	300/月	×	×	○		月2回以上の訪問、面接
	会議開催	300/月	×	×	○		利用者、家族の出席、利用するサービスに対する意向等確認必要
	会議参加	300/月	×	×	○	※2※4	
	通院同行	300/回・3回/月まで	×	×	○		同一の病院等については1月に1回を限度とする。
	情報提供（病院等）	150/回・1回/月	×	×	○		同病院で通院同行した場合は算定不可
	情報提供（それ以外）	150/回・1回/月	×	×	○		頻回に算定が必要な場合はモニタリング頻度の検証を行うこと
サービス担当者会議実施加算		100/月	×	○	×	※5	計画の変更になった場合は算定不可
サービス提供時モニタリング加算		100/月	○	○	○		サービス提供場面を直接確認した場合。相談支援専門員1人1月39件まで
行動障害支援体制加算	I	60/月	○	○	×		IIに加えて、実際の支援の実施
	II	30/月	○	○	×		所定研修修了者の配置と公表
要医療児者支援体制加算	I	60/月	○	○	×		IIに加えて、実際の支援の実施
	II	30/月	○	○	×		所定研修修了者の配置と公表
精神障害者支援体制加算	I	60/月	○	○	×		IIに加えて、指定の病院や訪問看護ステーションとの連携体制の構築、実際の支援の実施
	II	30/月	○	○	×		所定研修修了者の配置と公表
高次脳機能障害支援体制加算	I	60/月	○	○	×		IIに加えて、実際の支援の実施
	II	30/月	○	○	×		所定研修修了者の配置と公表
ピアサポート体制加算		100/月	○	○	×		

《初回加算》 300 単位

- ① 新規にサービス等利用計画を作成する場合
- ② 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前 6 月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合

※③指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が 3 ヶ月を超える場合であって、3 ヶ月が経過する日以後に月 2 回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合

※上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3 を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算する。ただし、初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

《入院時情報連携加算》（Ⅰ） 300 単位／月 （Ⅱ） 150 単位／月

※入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算。

※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の同時算定不可。

- （1） 入院時情報連携加算（Ⅰ）※医療機関を訪問しての情報提供
- （2） 入院時情報連携加算（Ⅱ）※医療機関への訪問以外の方法での情報提供

《退院・退所加算 300 単位／月》

※退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算。

※利用者 1 人につき、入院・入所中に 3 回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

《居宅介護支援事業所等連携加算》 150 単位／月(①) 300 単位／月(②、③)

※介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の

①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①（情報提供）他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合（この目的のために作成した文書に限る。）

②（訪問）月に 2 回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に 1 回は利用者の居

宅等を訪問し、面接することを要する。)

③ (会議参加) 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後(6か月以内)は月1回を限度とする。

《医療・保育・教育機関等連携加算》

300 単位/月 (①-Ⅱ、②) 200 単位/月 (①-Ⅰ) 150 単位/月 (③)

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①~③のいずれかの業務を行った場合に加算

① (面談) 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合 I 指定サービス利用支援 II 指定継続サービス利用支援

② (通院同行) 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)

③ (情報提供) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)

◇医療・保育・教育機関等連携加算に係る Q&A (厚生労働省ホームページより抜粋)
(福祉サービス等提供機関の対象)

問 67 医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。

(答) 原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

(医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件)

問 68 医療・保育・教育機関等連携加算(福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議)について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。

(答) サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席(オンラインを含む)により行われた場合に限られる。

《集中支援加算》 300 単位／月 (①～④) 150 単位／月 (⑤)

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①（訪問）障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を利用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ②（会議開催）利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③（会議参加）障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合
- ④（通院同行）利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ⑤（情報提供）福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

◇集中支援加算の主な連携先は以下を（厚生労働省ホームページより抜粋）

障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関（※）及び地方自治体（※）公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

《サービス担当者会議実施加算》 100 単位

※継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合

《サービス提供時モニタリング加算》 100 単位

※継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合

※サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録する。

ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況

イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況

ウ その他必要な事項

《行動障害支援体制加算》 I (対象者あり)：60 単位/月 II (対象者なし)：30 単位/月

対象者要件：障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できる。

《要医療児者支援体制加算》 I (対象者あり)：60 単位/月 II (対象者なし)：30 単位/月

対象者要件：スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できる。

《精神障害者支援体制加算》 I (対象者あり)：60 単位/月 II (対象者なし)：30 単位/月

対象者要件：精神障害者（精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等により確認）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できる。

《高次脳機能障害支援体制加算》 I (対象者あり)：60 単位/月 II (対象者なし)：30 単位/月

対象者要件：高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。確認方法は以下のとおり。

(ア)障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書

(イ)精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

(ウ)その他医師の診断書等（主治医が記載したもの）